

「松江の文化力を生かしたまちづくり条例（案）」についての 意見募集の結果及び意見に対する市の考え方

1. 意見募集の結果について

募集期間	令和2年11月4日（水）～12月4日（金）
資料公開場所	市ホームページ、本庁・支所行政資料コーナー、本庁地域振興課、各公民館
意見提出者数	43名
意見件数	134件

2. 意見の概要と市の考え方

資料1のとおり（P1～P18）

3. パブリックコメントを反映した条例の修正点

<目次の修正>

- ・「前文」の追記
- ・柱に「地域に根づく伝統文化」を追加したことにより「文化芸術振興」を「伝統文化芸術振興」に修正

<前文の修正>

- ・祖先たち→祖先
- ・「伝統行事」の追加
- ・「松江」という名前がこの地につけられました。→この城下町に「松江」という名前がつけました。に修正
- ・夕陽や朝日…時間を忘れ、思わず手を合わせた経験…→時間を忘れ見とれた経験
- ・時代の移り変わり…二段落に分かれていたものを一つの文章に修正
- ・「Ruby」の記載の修正
- ・今まさに、市民が誇るべき…「Ruby」の記載位置を修正したことによる修正

<第1条（目的）の修正>

- ・文化力の定義に「地域に受け継がれる伝統行事」を追加し、順番を修正
- ・柱に「地域に根づく伝統文化」を追加したことにより「文化芸術振興」を「伝統文化芸術振興」に修正

<第2条（基本理念：柱）の修正>

- ・「地域に根づく伝統文化」を柱として追加し、順番を修正
- ・「文化芸術活動の拠点」を「伝統文化芸術活動の拠点」に修正

<第3条以降の修正>

- ・柱に「地域に根づく伝統文化」を追加したことによる修正

<附則の修正>

- ・施行期日の修正

4. 修正後の「松江の文化力を生かした条例（案）」

資料2のとおり（P19～P23）

項目	No	ご意見	対応
全体	1	パブリックコメント等の取組について敬意を表す。条例は全体に文字数が多くて、市民が目的を実行するために読もうとすると疲れてしまう。条例作成により、行政側として成果を求めるなら、市民に対して適宜具体的な提案等が必要だと思う。	条例は、制定の目的や取り組み等の指針を示すものであり、具体的な成果目標等については、今後検討します。
	2	普段、演奏活動を通して文化芸術に触れていると感じている立場からは、身近に感じる事が難しい条例であると感じた。「前文」では主に歴史と伝統文化に触れられていることから、特にそう感じるのではないかなと思う。「文化」とひとこと言っても多岐にわたっており、定義付けをおこなったり関わるすべての人が満足する条例にしたりすることは難しいと思うが、その分、条例制定後の指針や行動計画がとても重要になると感じる。多くの人たちがこの条例を知り、その後の行動計画等を考える上でたくさんの人たちが共に考え、つながっていき、松江市の文化がさらに発展していくことを願う。	ご意見のとおり、条例制定後に市民や関係団体などへ広く周知を図るとともに、実効性のある振興計画を策定したいと考えています。
	3	この条例は審議会のための条例のように思える。市民と一緒にあって、小さな目の前のことから、対話から始まるような条例にしてみたい。一人でも二人でも誰もができるようなこと、誰でも提言できることを条例でうたって欲しい。	第3条及び第4条において、市の役割及び文化に関わる者（市民、文化芸術活動を行う者、事業者、松江の文化芸術活動に関心がある者）の役割をそれぞれ規定しております。従いまして、市及び文化に関わる者が、本条例の対象となり、審議会を対象とした条例ではありません。具体的な取り組みについては、今後策定する実施計画の中で記載します。
	4	全体として趣旨は理解できるが、旧松江城下のことだけの様に感じるので、新制松江・全市民が理解できるようなものになることを望む。	参考資料の条例構成イメージの例示で記載しているとおり、全市域を対象とした条例です。
	5	文化芸術活動を通し、多世代のいろいろな人との交流により、社会性を育み、養うことができ、同時に「生き甲斐づくり」「心豊かな生活」を送ることが出来る。「知る」事により、他文化への関心や拡がりにもつながり新しい文化芸術も生みだし、育み、醸成することにもなり『失われてはいけないうもの』『残さなければいけないもの』『後世に残し、伝え、繋げていくもの』の為に、「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」の制定を望む。	貴重なご意見として承りました。
	6	松江に伝わる歴史、伝統、文化を誰もが大切さを再認識し未来へ継承する必要がある。地域では、一部失われたもの、失われつつあるように思われる。この度の条例（案）ならびに各条文は意に添うものであり、その外意見はない。	
条例名称	7	「文化力」という言葉が用いられてるが、私が知る限り、平成になってから、文化庁が用いるようになった言葉のようだ。知人や友人に問い合わせてみたが、多くの者が知らないと言った。この条例に用いるのであれば、多くの市民に理解が得られることを念頭におき、「文化力」という言葉の意味や定義を述べる必要があると思う。	松江には数多く伝統文化芸術が存在しています。市民誰もが誇りに思っている豊富に残る文化財、地域に受け継がれる伝統行事、暮らしに根づく生活文化や茶の湯文化、市民の心の糧となる文化芸術活動とその拠点施設、そして、宍道湖をはじめとする美しい景観など、これら市民の誇りとなる伝統文化芸術を総称して「松江の文化力」と定めています。

項目	No	ご意見	対応
条例名称	8	条例制定については大賛成。 単純な「松江市文化条例」が良いと考える。行政として色々と盛り込んだ欲張った内容に見え、焦点がボケている。市民の不断の文化の営みと支援と文化行政への安定的予算措置の担保だけの内容で十分。	前文の後半に、明記しているとおり、「市民が誇るべき松江の文化力を再認識し、受け継ぎ、生かしていくとともに、新たに生まれる文化芸術を受け入れ、この松江のまちが、将来にわたり、住む人、訪れる人、誰もが心豊かになれるまちであり続ける」ことを目的として、今後策定する振興計画を推進することで、伝統文化芸術を生かしたまちづくりや人づくりに繋がるものであるとの考えから、本条例名としました。
	9	今回の条例は、古いものを守るだけでなく、新しい（次の古いものになっていく）にも光が当てられている点が未来につながり、良いと思う。 「まちづくり」というと、建物を建てるようなイメージがないとは言えない、また使い古された言葉と感じる。 この条例は、未来の松江を創り上げる、という意味で、「未来づくり」としたほうがいいのではないかな。	
目次	10	（前文）の表示が必要では。	ご意見のとおり、目次に「前文」を明記します。
	11	目次の後、いきなり第1章～第5章、附則となっていますが、第1章の前に（前文）と入れるのが、一般的では。	
前文	12	簡素にしてほしい。	前文では、条例への思いや松江らしさを表しています。
	13	祖先たち→祖先	ご意見を踏まえ、「祖先」と表現を修正します。
	14	「文化」「芸術」といった、いわば漠然としたものを条例化する作業はご苦労が多いと思うが、頑張ってもらいたい。 「綿々」は誤りではないか。	連綿と同義語で「長く続いて絶えないさま」のことです。
	15	「意宇郡」などの「郡」を「ぐん」と読んだ人が多数いた。 「郡」には「こほり」あるいは「ごおり」と読んで貰うのが、相応しいのではないかな。	貴重なご意見として承りました。
	16	「松江」という名前は江戸時代以前にも表記がある。江戸時代に初めて使用されたような印象を受ける。	ご意見を踏まえ、『この城下町に「松江」という名前がつきました。』と表現を修正します。
	17	「松江」という名前がこの地につけられました→採用されました。	「採用」とは、第三者が適当であると思われる人物や意見、方法などをとり上げて用いることを意味することから、表現がそぐわないと考えます。
	18	この地に、「松江」と名付けられた説は3つある。松江という地名の由来を断定する学術的な根拠は何かと問われたらどのようにお答えになるか。	ご意見を踏まえ『この城下町に「松江」という名前がつきました。』と表現を変更します。
	19	「はぜ蠟」と表記してあるが、これを汽水湖に生息する魚の「はぜ」と勘違いした若い人がいた。この場合は「櫛蠟」もしくは「ハゼロウ」と表記した方が間違いをしないのではないかな。	条例を作成するうえで、原則として常用漢字を用い、読み方が難しい場合などは、ひらがなで表記し、ひらがな表記により意味が分かりにくくなる場合などには、ルビをふるることとなっています。ご意見の「櫛蠟」の明記では、読み方が難しいことから、「はぜ蠟」と明記いたしました。
	20	多くのものを失ってきたと言わざるを得ません。とあるが、これは良いものも、悪いものもあるが、何をさしているのか。	古くから松江に伝わる伝統文化のすべてが残っている訳ではないと考え、このような表現としています。
	21	宍道湖や日本海に沈む夕陽や神々しい…の箇所を、宍道湖や中海、日本海に沈む…として欲しい。	今後策定する振興計画の参考にします。
	22	「神話」として後世に→国土創生物語又は国引き神話として今に	分かりやすく端的に思いが伝わるよう明記しました。

項目	No	ご意見	対応
前文	23	いきなり具体的なのでこれを削除し、5行目以下の文章を活かす。（青柴垣神事は国譲り神話に因る。）	前文の起承転結として、まず、自然や国の成り立ち、現在にも伝わり続けている神話や市内各地域に残る古くからの代表的な伝統行事を例示したものです。
	24	豊かな自然や土地を→豊かな自然や風土を 江戸時代初めに、「堀尾吉晴」が→江戸時代の初めに、堀尾氏が 松江松平家七代藩主→松平家七代松江藩主 も「茶の湯文化」を極め→も、大名茶人「不昧」として「茶の湯文化」を極め 買い戻され→保存され（ることになり）	貴重なご意見として承りました。
	25	オープンマインド→豊かな包容力で（あまり外国語は使わないほうがよい）	松江の文化力を支える柱の一つに、「小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化」を規定したことから、小泉八雲の多様性を尊重する心（開かれた精神）として、「オープンマインド」と表記しました。
	26	市民が主体的に様々な文化芸術活動に取り組む→市民が様々な文化芸術活動に主体的に取り組む（「文化芸術」という語句が頻繁に登場するが、文化と芸術はレベルの異なる熟語なので、「伝統文化」や「生活文化」とも対比しつつ、語句の定義づけと整理を行う必要があるのではないかと） 伝統文化、生活文化、伝統、文化芸術の語句の区別と整理が必要。まとめて「文化」「文化活動」とした方が市民に分かり易い。もちろん定義づけは必要である。	「伝統」「文化」「芸術」は、並列と考えています。これらの活動を総称して「伝統文化芸術活動」と明記しています。
	27	市民が→市民がこれまで培ってきた	分かりやすく端的に思いが伝わるよう明記しました。
	28	生かす→活かす（活用していくという意味なら）	「生かす」については、法令用語に基づいて明記しています。
	29	訪れる人、→訪れる人にとって	分かりやすく端的に思いが伝わるよう明記しました。
	30	今も美保関に残る…この地に住む人々…→今も松江に伝わる、国引神話、伝統行事（神事）は、この地に住む人々…	旧八束郡に残る代表的な神事の一例を明記し、市域全体を対象とした条例であることを表しています。
	31	松江の各地域・地区・町内で伝統文化（祭）などが伝承・継続されている。 「子ども世代」「親世代」「祖父母世代」三世代がそれぞれの役割を世代間の人の交流により「地域共同社会」「地域共同意識」（地域コミュニティ）がつくられていたが、現在、少子高齢化になり、役割分担がいびつになり、伝承・継続がむづかしくなっている。地域共同社会、意識を伝承・継続する為には行政のフォローが重要になってきている。	地域に根づいた伝統行事の保存・継承は、子育て世代の方々の交流や繋がりが重要であるとともに、地域の子どもたちが地域を知る事が重要であると考えます。本条例や今後策定する振興計画を推進することで、次代を担う子どもたちへ、松江の伝統文化芸術を継承できればと考えています。

項目	No	ご意見	対応
前文	32	「宍道湖や日本海に沈む夕陽や神々しい朝日を見るたびに、時間を忘れ、思わず手を合わせた経験は、多くの人の記憶にあるはずです。」この書き方は、「松江の人間なら誰でも夕陽や昇る朝日に手を合わせた経験がある…。」このような意味に受け取れる。一体、何を根拠にされているのか。自分を含め市内の知人に確認をするが、「朝日が昇るのを拝んだことはない。夕日は見るが、手を合わせたことなど、ない」というような答えが多かった。今日の松江に昇る朝日に手を合わせるという人は極稀であろう。誰にでも経験があるかの如き表現で条例の前文に入れてほしくない。是非、削除してほしい。	ご意見を踏まえ、「時間を忘れ見とれた経験は、多くの人の記憶にあるはずです。」と表現を修正しました。
	33	ルビーの話がいきなり登場するのも、よく分からない。伝統文化との対比か	第2条第1項各号で規定する以外にも、今後時代に応じて新たに生まれ育つものや、松江の風土にあって、松江の文化芸術として根づくものも現れる可能性もあります。新たな文化芸術が現れ根付いた場合は、松江の誇る文化芸術として第2条第1項に追加して規定することを第2条第2項に記載しています。 Rubyは、第2条第2項の新たに生まれる文化芸術の象徴として明記していますが、表現を「平成の時代に新たに加わったプログラミング言語「Ruby」は、古くから創意工夫と多様性を尊重してきた松江の新しい文化として育ちつつあります。」と変更します。
	34	「Ruby」の記述は、異質なものをとってつけたような印象になる。文化、精神的風土の産物である「Ruby」であると考え、文化そのものではない。「Ruby」を条文に入れたとすれば「宝物」を「文化遺産」等の表現に変えた方が誤解がなくなると思う。	
	35	「プログラミング言語Rubyは平成の時代に加わった宝物」云々 松江の地域伝統文化、生活文化を守り伝えていくことが条例の柱ならば、ここにRubyを加えるのは違和感を感じる。市民が受け継ぎ生かしていけるようなものではないと考える。（しいて言えば企業文化から発生した世界文化か）	
	36	「現代においても」の後に「音楽・演劇・工芸品など」を加えてはどうか。Rubyだけ入れてあるが、これらも具体的に入っていた方がわかりやすいのでは。	
	37	歴史における文化の説明量が他の段落にくらべて多いと感じる。これに対し将来へのビジョンの説明が弱く感じる。Ruby（ツール・発明品）の固有名詞が前文に出てくると違和感がある。秒進日歩の中Rubyが10年後に存在するとは限らないと思う。	
	38	「そしてプログラミング言語『Ruby』は、平成の時代に新たに加わった宝物ともいえます」とあるが、Rubyを知らない人が多数いる。「松江名誉市民の一人であります松本行広氏によって作られたプログラミン言語『Ruby』は、平成の時代に加わった松江の新しい宝物ですと胸を張って言えます」とでも書いた方が市民の間に、正しく伝わると思う。	
	39	プログラミング言語「Ruby」は、・・・→プログラミング言語時代の最新文化を発進（信）しました。	
	40	具体例を、もう少し記載しても良いと感じた。 例えば、「茶の湯文化から生まれた茶碗や和菓子」「八雲塗漆器、和紙、来待石等の伝統工芸」「芸術的なホーランエンヤ」「市民手づくりの光の芸術松江水燈路」「宍道湖の夜空を美しく彩る松江水郷祭の花火」「春秋の風物詩 松江武者行列と鑿行列」「朝靄の宍道湖に浮かぶしじみ漁の風景」	分かりやすく端的に思いが伝わるよう明記しました。ご意見にある、それぞれの表記については、今後策定する振興計画の参考にします。

項目	No	ご意見	対応
前文	41	江戸時代のくんだり、幕末になってやっと立て直したのか。不昧公から相当年月が経っているが、幕末ギリギリまでかかったのか。	幕末には危機を克服していたという意味で、表記しています。
	42	戦後まだ市民が衣食住等に困窮した時、国会に請願して昭和25年～30年、松江城の解体修理をした。また、昭和25年小泉八雲生誕100年を祝い、翌年26年に「住民投票」をえて、国会に「国際文化観光都市建設法」制定請願し、国会にて法律として制定された。 同時にオープンマインド…出雲人が異国の人を受け入れる気質が当時の松江にあった。	時系列で詳しく表記するとご意見のとおりですが、前文では、条例への思いを分かりやすく端的に伝わるよう明記しました。
	43	全時代を網羅していて申し分ないが、「水上都市」の名称がないのは些か残念な思いがする。つまりは、生活の利便性を求めて各都市が河川や沿岸を埋め立てて自然環境との共生が失われていったが、松江市は近世当初の佇まい（瓦屋根や橋の景観）が残されていることに市民が誇りを感じているのではないのか。	ご意見のとおり、松江は各都市に比べ、掘割や町並みを含め、かつての城下町の構造が今でも色濃く残っており、市民が誇る一つの要素でもあると考えています。貴重なご意見として承りました。
	44	「市民が誇るべき松江の文化力の価値を～望んでいます。」とあるが、神話や茶の湯文化、ホーランエンヤのように誰もが知っている活動もあるが、私が実際に携わっているのは、町内の比較的新しい芸術活動である。	広く知られている伝統文化芸術や新しい芸術活動も含め、それらを次代を担う子どもたちに保存、継承していくことが重要であると考えます。貴重なご意見として承りました。
	45	「市民が誇る～再認識し、未来を担う子どもたちへバトン」を渡すべく私たちが、受け継ぎ」。下線部を挿入してはいいかがか。（目的）第1条にも入っているが、こちらにもしっかり言葉として記載してほしい。	ご意見のとおり、松江の文化力を次代の子どもたちに継承していくことは重要であると考えています。表現については、今後策定する振興計画の参考にします。
	46	文化芸術の分野は、地域の伝統文化だけにとどまらず非常に幅広いものがあると思う。多くの分野（例：芸術【音楽（オーケストラ、吹奏楽、合唱）、美術、文学、写真、演劇、舞踏等】、伝統芸能【雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等】、芸能【落語、浪曲、漫才等】、生活文化【茶道、華道、書道等】、国民的娯楽【囲碁、将棋等】）があるが、すべての分野が松江市に根づいているわけではない。知らず知らずのうちに失われてしまう強い危機感、松江の伝統文化や文化芸術一般だけなのか、どういったところで抱かれるのか、漠然と記されているように思う。	ご意見のとおり、伝統文化芸術の分野は幅が広いと考えています。古くから松江に伝わる伝統文化のすべてが残っている訳ではないと考え、このような表現としています。今後策定する振興計画の中で出来る限り分かりやすく記載します。
	47	対象とする範囲がかなり広く、全体イメージが分かりにくい。文化の本質的価値と、社会的・経済的価値をできるだけ分けて説明してはどうか。そのうえで両者の関係性を説明し、文化芸術が全ての人々に大切なものであることを表現してはどうか。	ご意見のとおり、伝統文化芸術の分野は幅が広いと考えています。今後策定する振興計画の中で、出来る限り分かりやすく記載します。今後策定する振興計画の参考にします。
	48	文化は私たちにとって大切なもので、将来への希望が感じられる言葉が追加されると良いと思う。 例 1）唯一無二の歴史、文化、自然を大切に、そして人々の魅力が輝くまち 例 2）文化に触れ親しむことは、私たちに生きる力を与えてくれる 例 3）文化力は、地域社会の様々な課題を解決していくための源泉となる	ご意見のとおり、伝統文化芸術はとても大切なものであると考えています。そのため、本条例と振興計画を策定することといたしました。将来への思い等は、今後策定する振興計画の中で記載します。

項目	No	ご意見	対応
前文	49	松江の風土の中で発展してきた松江の伝統文化に特化した文化条例だと読み取れ、松江市の特色を生かした 条例なのだと理解した。 文化芸術は人と人の営みの中で生まれ育ち、人々の心や生活に潤いをもたらし、活力ある地域づくりにつながっていくものであると考えている。また、子どもたちの豊かな心の育ちを保障し、創造性、社会性を育てる。子どもから大人まで様々な文化に触れることが大切であり、保障される松江市の条例であってほしいと思う。 文化はすべての市民が享受できるものでなければならないため、経済的な理由や各個人がもつ感覚、感性に関係なくすべての大人や子どもたちが平等に得られることが保障できる条例であってほしい。	貴重なご意見として承りました。
	50	よく考えて作られていてとても良いと思う。 「いにしえ」「太古」「時代を越えて継承された」などの言葉で、神話の非現実的な世界を感じた。県外出身の私個人の考えで、代々松江出身の配偶者は違和感はないと言っている。	貴重なご意見として承りました。
	51	第1条の内容と、第2条は繋がっていると思うが、リンクしていない。順番も入れ替わっており、奇妙な感じを受ける。	今回のパブリックコメントにおいて、地域で傳承されてきた伝統文化の継承に関する意見がありました。松江の文化力を支える6本の柱に含めて検討してきましたが、ご意見を踏まえ、第2条に「地域に根づく伝統文化」を柱として分かりやすく明示し、7つの柱に変更することにしました。それに併せて、第1条及び第2条を修正しました。
	52	短くできないか。	目的は、条例の最も重要な項目であることから、必要な分量であると考えています。
第1条	53	有形、無形の文化財、風景、景観、このまちの空気感等市民の誇りとなる力を「松江の文化力」と定義づけているが、いささか乱暴すぎる定義で、意味不明。むしろ対象となる伝統文化や新しい現代文化を継承・創造していく松江市民独自の欲求の度合、活動力とか行動力、或いは組織力を以て、文化力というのではないか。	松江には数多く伝統文化芸術が存在しています。豊富に残る文化財をはじめ、地域の伝統行事や茶の湯の文化など、市民の暮らしの根底にあり市民が誇る伝統文化芸術を総称して「松江の文化力」と定めています。
	54	守ることによって、まちづくりをする訳ではない。別問題だと思う。	第1条に記載してあるとおり、伝統文化芸術の振興を図ることで、松江の文化力を生かしたまちづくりに寄与することを目的としています。
	55	「未来を担う子どもたち～豊かになれる」の部分は「年齢・障がいの有無、経済的・地理的な状況に関わらず、すべての市民が文化を享受するために、基本理念を定め…」と、対象となる市民は、どんな境遇の市民でもすべての市民が対象であることがわかる表現にすべきではないか。	ご意見については、今後策定する振興計画の参考にします。
	56	「温かい心根の人たち」といった市民の温和な人柄も「松江の文化力」に加えてもよいと思う。	

項目	No	ご意見	対応
第2条	57	知らないうちに人がいなくなって、いつの間にか無くなるようなことがないように、支援するような条例ができないか、地域文化事業をサポートすることができないか。	地域で伝承されてきた伝統文化の継承という議会からの提言内容を松江の文化力を支える6つの柱に含めて検討してきましたが、ご意見を踏まえ、「地域に根づく伝統文化」を柱として明示して分かりやすくし、7つの柱とします。 また、条例第6条に規定する「文化芸術振興計画」及び第7条から第12条に規定する「松江市文化芸術審議会」の名称に、それぞれ「伝統」を追加し、「伝統文化芸術振興計画」及び「松江市伝統文化芸術審議会」に変更します。
	58	地域に根差した伝統文化は含まれないのか。地域や生活に根付いた文化の言葉が入らないか？	
	59	松江の歴史伝統文化を継承していける条例なのか。	
	60	日本海側の集落の文化や地域の文化などの文言が追加できないか？	
	61	とんどや墨付けなど、子どもたちに残したい風景が見えない。風景を共有できると条例が生きて思う。	
	62	形式ばった文化が前面に出ている感じがしており、市民と歩めないと思っている。文化芸術が勝ちすぎている感じがする。	
	63	小さい文化、地域に根差した文化は大事。小さな文化を地域で守っていけないのは、寂しい。	
	64	茶の湯文化も大事だが、土着の文化を掘り下げて継承することが大事だと感じる。	
	65	郷土芸能を守ることとも条例に入れる必要がある。	
	66	近年の人口減少と若者の流出により、各地区、各集落で古くから伝えられてきた祭事、神事などの伝統的な文化的行事の保存・継承が困難となっている。特に少子高齢化が著しい農漁村の集落では、規模の縮小や簡略化に留まらず、廃れていった行事が多く見受けられる。 現実的には、すべての伝統行事を保存・継承することは困難であるが、多くの行事が口から口への言い伝えで行われており、このままでは消え去っていく可能性が高い。 最近刊行された「島根半島四十二浦巡り 巡礼帖」のようなものを作成し、早急に記録・保存する必要がある。	古くから伝わる伝統文化芸術の資料やデータの保存は、データの蓄積と検索性を高めることが、次代へ「伝える」という視点からも大変重要だと考えます。今後策定する振興計画の中で記載し検討します。
	67	具体的に6項目の分野が示されているが、(1)(2)(6)はそれぞれ個別の条例が定められている。不足の部分を補完する意味なら、それぞれの条例を改正して、内容を充実させればよいのではないか。敢えて、そこから引っ張り出す意味がよく分からない。(4)だけは施設となっているが、施設を保存…ということか意味不明である。(6)の景観は、文化力とどのような関係性にあるのか分からない。「松江的景観」の意味も不明である。	
	68	1項各号は整理できないか。	市民の暮らしの根底にあり市民が誇る伝統文化芸術を総称して「松江の文化力」と定めています。
	69	(1)から(6)までの事項が掲げてあるが、この順序には深い理由があるか。	今回のパブリックコメントにおいて、地域で伝承されてきた伝統文化の継承に関する意見がありました。松江の文化力を支える6本の柱に含めて検討してきましたが、ご意見を踏まえ、「地域に根づく伝統文化」を柱として分かりやすく明示し、7つの柱に変更し修正しました。 順に示していますが、序列はなく平等で一つ一つが同等に大切なものであり、松江の文化力を支える柱と考えています。
	70	時系列で行くと(1)と(2)の順番は逆ではないか。	

項目	No	ご意見	対応
第 2 条	71	(1)市民生活に根づく茶の湯文化は前文に記されているように松平治郷（不昧）の功績であり、茶の湯の世界では広く知れ渡っているものの、同年代の上杉鷹山に比べると世界的には今一つ感がある。 「あなたの国があなたのために何ができるかを問うのではなく、あなたがあなたの国のために何ができるのかを問うてほしい」第35代アメリカ合衆国ケネディ大統領の有名な就任演説の直後の記者会見の席上、記者の「尊敬する人物？」の質問に「上杉鷹山」と答え、記者の誰ひとり「??」だったという。以後、鷹山を紹介した新渡戸稲造の「武士道」や、岡倉天心の「茶の湯」は重版になり、日本文化が知れ渡ったという逸話が残るように、不昧も小説化されて翻訳されたい。 (3)小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化とあるが、かつての「小泉八雲文学賞」の様に民俗学的に偏りすぎないように、また、ダイバーシティの時代背景もあり、小泉セツ夫人の「明治時代女性」のアグレッシブ(気骨ある)な生き様にも焦点を当ててもいいのではないか。	貴重なご意見として承りました。 小泉八雲を支えたセツ夫人の功績も大きいですが、前文でも明記しているように、松江の人々の古き良き生活文化を「神々の国の首都」の暮らしぶりとして世界へ発信し、同時にオープンマインドで広く異文化を受け入れる大切さを伝えた小泉八雲に焦点を当てました。
	72	(1)～(4)、(6)はとても具体的だが(5)はとても抽象的な印象。 何をイメージした活動なのかももう少しわかるといいのではないか。構成イメージ図に例示してある団体以外も対象であることが重要だと思う。そうすることで文化の担い手だけでなく享受する側を広げ、文化が特別なものでなく、日常的な生活に根差したゆるぎない文化社会をつくっていけるのではと考える。	市内で伝統文化芸術活動をされている個人や団体の皆様は数多くおられ、活動内容や活動団体等の例示などは、今後策定する振興計画の中で記載します。
	73	(3)松江の生活文化の中に、食文化も含まれることがわかる表現にすべきではないか。	食文化については、茶の湯文化に含んでいますが、今後策定する振興計画の中で記載します。
	74	(5)の「市民と共に育む」の前に「オーケストラ、合唱、演劇など」を加えてほしい。 【理由】 条例全体を通して、松江市が何を中心とする文化の街づくりをしようとしているかを分かり易くするため。 この理念の中には「小泉八雲」「茶の湯」「宍道湖」といった具体的名称は書かれているが、「松江城」「ホーランエンヤ」「どう行列」などの具体名は記されていない。意見としては（５）を具体的に挙げたが、それ以外の項目にも「これぞ松江！」と自慢できる名称を挙げても良いと思う。条例本文でダメなら、せめて解説には加えて欲しい。	伝統文化芸術活動の分野は幅が広く、また、活動されている個人や団体の皆様は数多くおられることから、条例では明記していませんが、ご意見のとおり、今後策定する振興計画の中で記載します。

項目	No	ご意見	対応
第2条	75	(5)文化芸術活動は、私どもの活動（合唱、ピアノ指導）が含まれている。歴史のある松江文化と、新しい音楽（西洋的）を求める活動とも共存していくように、という意図か。大変広い範囲でまとまりにくいと考える。	共存していくという意図ではなく、参考資料の条例構成イメージの例示で記載しているとおり、市民により主体的に取り組まれている伝統芸術活動を市民誰もが推進し、活動者、担い手、指導者が育成され、伝統文化芸術活動が継続できるまちを目指したいと考えています。
	76	中海・宍道湖はH17にラムサール条約に登録され、貴重な資源をもたらしており、松江の大切な文化であると思う。第2条(6)に「豊かな自然」を加えてはどうか。環境保全に尽力している市民がたくさんいる。	第2条(6)ではご意見のような思いを含んでおります。「豊かな自然」という表現については、今後策定する振興計画の中で記載します。
	77	第5号「市民や松江ファンと共に」といった市民以外の方も入れた方がよいと思う。 第6号で「大橋川」も含めた方がよいと思う。	松江の伝統文化芸術を保存、継承していくためには、市民以外の方の支援も必要と考えており、第3条第2項で文化に関わる者として規定しています。 「大橋川」は今後策定する振興計画の中で記載します。
	78	第5項「市民と共に育む文化芸術活動」 市民が松江を題材・背景とする作品を紹介（上演・発表）したり、創作したりする活動は、松江市民ならではの文化芸術活動と位置付けることができ、本条例案の趣旨にも適合すると思うが、市民が取り組む活動には、国内外各地で広く取り扱われる分野・素材・題材・作品を紹介するほうが圧倒的に多い。この場合は単に松江でも他都市と同様に紹介されるというだけでも言えるが、このような場合も本条例案の「市民と共に育む文化芸術活動」として保護・支援に相当するものと考えるか。	活動内容に関わらず、市内で伝統文化芸術活動を行っている全ての団体や個人の活動を対象としています。
	79	(6)松江的景観は「人」が記されていない。自然景観のみで文化といえるか。	自然的景観や人が作り出した景観も含めて、松江的景観であると考えています。
	80	「新たに生まれる文化芸術活動を受け入れ…」とるが、限られた区域で行われる小さな活動も対象となるか。	市内で伝統文化芸術活動を行っている全ての団体や個人の活動を対象としています。
	81	新しい文化の視点が行き過ぎている気がする。	前文で、古代から近代までの歴史を積み重ねてきた松江について記載しているとおり、先人から受け継いできた伝統文化芸術を松江の文化力を支える柱として定めています。
	82	第2項「…文化芸術を受け入れ、及び松江の文化力を…」及びは前者と後者をつなぐもの。文章がおかしい。何を言いたいのか理解できない。	条例を作成する上で、語句を並列的に統合する際に用いる方法です。
	83	2…、及び…させて行ふものとする。→…、松江の文化力を発展させるために行うものとする。	
	84	新しい文化芸術の創出は、多様な価値観を認めあう「オープンマインド」が不可欠であると思う。「前文」に記載されている、ハーンのオープンマインドを尊重する精神を、基本理念の一つとして第2条中に定めていただくことを希望する。	「オープンマインド」の精神については、小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化に含んでいます。

項目	No	ご意見	対応
第 3 条	85	松江市が協力する相手が文化芸術を行うもののみに限定しているような印象なので、文化を享受する側（例えば舞台芸術鑑賞活動など）への協力、文化の持つ力で人が育つことの大切さを理解するための環境づくりへの協力なども含めてほしい。	ご意見のとおり、文化を享受する側への協力も必要と考えています。今後策定する振興計画の参考にします。
	86	「総合的かつ計画的に」では、抽象的で市が何を実現するのかかわからない。「松江の文化力を生かしたまちづくりの実現のために、文化芸術の調査・研究を行い、その研究成果を整理し提供できる体制を構築する」と市の役割を明確にすべきではないか。	今後策定する振興計画の中で記載します。
	87	市は、…取組に協力する。とあるが、「取組」「協力」の具体的な内容が規定されていない。	今後策定する振興計画の中で記載します。
	88	市の役割の「協力」を「支援」または「支援及び協力」とする。 【理由】 この条例は、市民が育んできた文化を大切にしながら街づくりするという方向を打ち出しており、その点は高く評価できる。しかしながら、第 4 条で文化関係者には文化振興に「努める」役割を課しながら、市の役割は「協力」だけなのは寂しく積極性に欠けると言わざるを得ない。財政的・人的な「支援」こそが市に求められるものであり、それを記載することが本条例制定の意味でもあるはずである。 市が中心に文化創造していく姿勢の出雲市の条例には「財源措置を講ずる」とまで書かれており、県の条例でも「必要な措置を講ずる」とされていることに鑑み、もう一歩進んだ市の役割を定めていただきたい。	第3条第1項で市の役割として、伝統文化芸術振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものと明記しており、消極的ではないと考えています。 伝統文化芸術活動は、市民や活動団体など伝統文化芸術に関わる皆様が主体的に取り組むものだと考えており、市は、協働・共創の一環として一緒になって施策に取り組みたいと考えています。
	89	「市は、市民…協力するものとする。」の「協力」という表現は消極的であり、「支援」に変えたら市の姿勢が明確になるのではないか。	
	90	文化もまちも人が作るもの⇒つまりひとづくりが大切だと思う。 人が文化を育てていくものだろうと考えているが、歴史や文化に理解が深く、それが好きな方に熱量をもって取り組まれる姿が読み取れない。市として、ひとづくりをどのように進めるのか。市民と審議会のみならず、例えば、市の担当部署をしっかりと明記し、その担当者についても3年で配属異動などとならぬように、専属を認めることを条例で明記するなど、松江市の熱量が伝わると、市民も本気となるのではと考える。	人づくりも含めてまちづくりと考えています。貴重なご意見として承りました。
	91	「文化に関わる者が行う文化芸術振興に係る取組に協力するものとする」とあるが「文化に関わる者」は松江市に対し、どのような申請が必要なのか、また協力の内容はどのようなものなのかということが知りたい。	特に申請等を必要としているものではありません。協力の内容については、文化に関わる者が行う伝統文化芸術に係る取組に応じて、様々な協力の内容があると考えます。
	92	「文化に関わる者」の定義について、よく見ると市民や事業者が入っているが、「文化に関わらない者はこの条例は関係ない」と誤認識しがち。例えば具体的に「市民一人ひとり、グループ、事業者、このまちに生まれ、訪れる人全てが文化の担い手である。」のように表現されては。全ての人が文化に関わっているという表現にしてはどうか。	全ての人が伝統文化芸術に係ることが理想ですが、観光客など訪れる人全てが担い手ではないと考えています。役割における強制力などがありますので、ご意見を参考にします。

項目	No	ご意見	対応
第 3 条	93	市民の足元にまで踏み込むくらいの中身を作ったらどうかと感じた。 最終的に予算。条例に入れる必要はないが、裏付けをしっかりとやって欲しい。	今後策定する振興計画の参考にします。
第 4 条	94	役割に「次代の担い手育成」、「人材の育成」などを加えてはどうか。	「人材の育成」は大変重要だと考えます。今後策定する振興計画の参考にします。
第 5 条	95	“情報を知る”には“蓄積”の作業も含まれるか。“伝える”につけ〔説明〕にある「正しい情報」を保障するには、伝授的な伝え方の他に、資料を残し伝える必要もあると思う。日ごろから情報を資料として残す体制が必要と考える。	「知る」には、「蓄積」の作業も含むものと考えています。「伝える」についてのご意見については、今後策定する振興計画の参考にします。
	96	創造と活用が入ると、保存・継承がおろそかになるのではないか。	6つの視点のイメージにあるように「知る」「育てる」「伝える」が基本となり「創造する」「活用する」につながることで、松江の文化力を「支える」ことができると考えています。6つの視点による取り組みを循環させることで、伝統文化芸術を守り、育て、創り出すことができると考えます。
	97	第5項「松江の文化力を活用する。」 市内の色々な所に残っている民具等の、貴重な史料を単に保管保存するだけで活用できていない。将来の地域づくりに活用できるよう、公開に向けた道筋をつけて引き継ぐべきと考える。細々でもいいので、経費のほとんどかからないホームページ掲載を実現できないか。	民具などの貴重な史料等は、「活用する」ことはもとより、それらの史料データの蓄積と検索性を高めることが、次代へ「伝える」という視点からも大変重要だと考えます。今後策定する振興計画の中で検討します。
	98	非常に素晴らしい条例だと思う。松江は若く未熟な文化芸術の担い手でも受け入れ、育ててくれるまちだと感じている。松江の良さを条例として整えることで、より広範囲で継続的に文化芸術がもたらす豊かな生活を実現できるものと感じる。今後の取り組みも応援したい。 知るの対象は文化や芸術のみか。市民の文化芸術に対する現状を知ること大切だと思う。(5)の活用のように、市民の価値観、生活様式とのマッチングが重要な展開において必要になってくると思う。	現状や課題も含めて、今後策定する振興計画の中で記載します。
	99	市及び文化に関わる者は互いに協力し、又は連携し合い・・・ 現代では、様々なコミュニティが連携することも重要だと考える。今の松江市の文化芸術活動は分野別には活動しているものの、総じて一体感がない。横連携もしていくというニュアンスが表現できると良いと思う。	ご意見のとおり、様々なコミュニティが連携を図ることは重要だと考えます。今後策定する振興計画の参考にします。
第 7 条	100	各号は整理できないか。	各号の意味や内容について、整理して今後策定する振興計画の中で記載します。
	101	委員の役割を明文化しておく必要があると思う。	委員の役割については、条例で明記しており、振興計画の施策や重要事項を調査、審議するとともに、振興計画の目標の達成度や効果等について検証及び評価することとしています。

項目	No	ご意見	対応
第 8 条	102	審議会の委員は、色んな意見を出せるような形にしてほしい。	ご意見については、今後設置する「松江市伝統文化芸術振興審議会」の委員を選任する際の参考にします。
	103	「委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。」とあるが、委員を選出にあたっては偏りがあってはならないため、そのあたりのことを条文に謳う必要があると思う。	
	104	委員人数の半数は公募して欲しい。	
雑 則	105	財政上の措置や顕彰については記されないか。どちらも、文化芸術を長く支えるために必要であると思う。	ご意見について、今後策定する振興計画の参考にします。
そ の 他	106	これからのまちづくりを行っていくための条例として、条例の中に『公民館に図書室を設置すること』と明文して欲しい。以前住んでいた町には、町立図書館があり、高齢者も利用し、町の歴史や文化を学べた。（受付に人の配置はない。）	貴重なご意見として承りました。
	107	市内だけでなく、近隣の他市町の団体等の連携の重要性や視点、広域的な取り組みなどについて、振興計画で取り上げるものかもしれないが、条例の前文などここに入れてはどうか。	ご意見のとおり、広域的な取り組みの視点も重要であると考えます。今後策定する振興計画の参考にします。

条例以外のご意見			
取組の視点	108	「稼ぐ」とはお金を稼ぐことか。	「稼ぐ」は、お金を稼ぐ意味もありますが、「信頼を築く」ことなども含めて「稼ぐ」と表現しました。今後策定する振興計画の中で詳しく記載します。
	109	創造したものを活用して稼ぐことができます。とあるが、稼ぐの意味が分からない。 この条項は、極めて当然の事なので、敢えて記載する必要はないのでは。むしろ前文のどこかに入れるべき。	
参考資料	110	この 2 つのイメージ資料は、今後の具体的な取り組みを考えていくうえでの大切な資料になるのではないかと感じた。 可能であれば「めざすべき まちの姿」につながっているということが、よりわかりやすく整理されたものになっていると良いのではないかと思う。	貴重なご意見として承りました。
参考資料 1	111	メテオプラザは「愛と地球の競売人」や「しまね映画祭」その他多彩な文化活動をしているので、入れておいてほしい。	ご意見について、今後策定する振興計画の参考にします。
	112	日頃より廃れていくまちの現状の中で生活する一員として、一刻も早く条例を制定し、過去の遺産、島根の魅力を活用したまちづくりが大切だと感じていた。 松江の誇る文化力を支える六つの柱の中にも郷土の文化芸術遺産活動として、島芝翫節が取り上げられた、松江的景観には薬用人参、牡丹畑がイメージとして取り上げられている。八束町は50数万年前に噴火でできた島で歴史的には松江市以上に古く、島の生い立ち時の噴火の後や、溶岩トンネルや尼子時代の出城あと、昭和に農地造成として計画された、中海を縦断する道路、さらに都市化と共に、数年前まで引継ぎ継承されていた盆踊り等、保存活用すべき遺産は多数現存する。継承し保存知ることにより、観光資源としての活用も大きく期待できると思う。条例の成立を賛成するとともに文化観光都市として郷土の発展を期待する。	貴重なご意見として承りました。

項目	No	ご意見	対応
参考資料 1	113	ハードの例示として、県の施設は不適當ではないか。 松江的景観の例示には人がかかわる部分があるが、条文ではそれが感じられない。	県の施設も市内で伝統文化芸術活動をされている団体や個人の拠点施設であると考えています。 自然的景観や人が作り出す景観も含めて、松江的景観であると考えています。今後策定する振興計画の中で記載します。
参考資料 2	114	松江の文化の木 木の根っこと土壌が表現されていない。木（文化）の成長に最も重要なのは、根っこ（人の精神）と土壌（教育も含む環境）だと考える。そういった意味を条例の中に書き加えてはどうか。	松江の文化の木は6つの視点の関係性を表すイメージとして用いています。貴重なご意見として承りました。
	115	6つの視点のイメージで、リンゴの木があるが、松江はリンゴではないと思う。せめて柿か梨で、ずれていると感じるので検討してもらいたい。	リンゴの木は6つの視点の関係性を表すイメージとして用いていましたが、ご意見を踏まえ「柿」の木に変更します。
検討委員会	116	委員会のメンバーの中に、郷土料理はあるが、地域の芸能文化の組織の顔が見えない。	ご意見については、今後設置する「松江市伝統文化芸術振興審議会」の委員を選任する際の参考にします。
	117	「伝統文化」の伝承・継続と前文に表記があるのであれば、松江市伝統文化保護育成協議会の会員が文化行政のあり方検討委員に入っていないのは何故か。	
その他	118	文化芸術の定義を調べるため、文化庁のホームページから「文化芸術基本法」を見た。今回はそれを受けた松江市版だと気づいた。しかし、なお文化芸術の定義づけはされていない。一言では難しいのだろう。代わりに8～13条に対象となる項目が具体的に載っていた。しかしなお、有形、無形の文化財の範囲が不明瞭であり、景観については対象となっていない。国の法律に準拠するものということ、対象となる事項を、意見募集の最初に説明されたほうがよいのではと思う。	文化財保護法では、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地を文化的景観と定義されています。今回制定する条例は、あくまでも精神条例ではありますが、「文化財保護法」や「文化芸術基本法」など、伝統文化芸術に関する法律等を参考にしています。
	119	2条（基本理念）と5条（取組の視点）に共感。 ・旧市内をイメージするが他地域の視点は？	参考資料の条例構成イメージの例示で記載しているとおり、全市域を対象とした条例です。
	120	・予算が少ない中でいかに充実させるか？ 公民館活動、地域団体活動が中心となるしかない ・仕組みを作って実行しても「お役所仕事」と言われないような中身をどう作るか？ 私にも答えは出せないが、一つ、市挙げての「綱引大会」はどうか？	伝統文化芸術活動は、市民や活動団体など伝統文化芸術に関わる皆様が主体的に取り組むものだと考えており、市は、協働・共創の一環として一緒になって施策に取り組みたいと考えています。貴重なご意見として承りました。
	121	出雲弁は古くからこの出雲地方に根づいて、今も日常的に使用されている。松江市をはじめ宍道町や出雲市にも保存会が結成され交流を図っている。時代の移り変わりによりだんだんと使われる機会が減っている昨今、市民の力で文化財の一つとして復活させてはどうか。 「出雲弁」先人が残したこの言葉の文化をこれからの若い人や子どもに至るまであらゆる活動を通じて保存継承に努めていく。具体的には、今ある保存会の団体が合同で、地域の古老たちの話しぶりを記録し、後世に伝える役割があるのではないかと。そのためには各町にある組織や団体に協力いただき地域に伝わる独自の言葉や習慣などユニークな発見もあるのではないかと。	ご意見のとおり、出雲弁も一つの文化であり、また、保存・継承の方法は様々あると考えます。出雲弁を保存、継承していけるよう実効性のある振興計画を策定したいと考えています。

項目	No	ご意見	対応
その他	122	近年、いろんな分野で伝統的な文化、技術が失われつつある。玉湯町でも、存続を願う文化の伝承が又、一つ失われた。地場産業として、江戸時代後期より、明治、大正、昭和と続いた布志名焼がある。最盛期には二十五～六の窯があったのが、2020年には三窯になってしまった。保存について、よくあるのは他の場所に移築してとなるが、なぜこの場所にあるかを考えた時、現存の空気感を共に感じる事が大切である。近年、民芸ブームもあり、焼き物をやりたい若い人材はいるはずで、そのマッチングを図る必要がありはしないか。ネットなどを利用発信し、行政がかかわった施策も必要ではないかと考える。	前文で明記したとおり、松江の誇る伝統文化芸術の中には、失われつつあるものもあるという危機感を抱いたため、条例と振興計画を策定することとしました。今後、松江の誇る文化力が次代を担う子どもたちへ保存、継承していけるよう実効性のある振興計画を策定したいと考えています。
	123	松江の歴史・茶の湯・文化財・景観など、古来受け継いできた豊かな財産を再認識し伝承し活用しようとの視点はすばらしいと思うが、前文と第 2 条第 2 項の「新たに生まれる文化芸術を受け入れ」という文言や、第 1 条の目的などから、軸足が過去に置かれている印象を受ける。豊かな歴史文化や景観を持つ松江市だからこそ、市民による多様な文化が次々に生み出され育まれているのであって、「新たな文化」はある時突然外から 椰子の実のように流れ着くわけではないと思う。軸足を現在に置き、過去を大切にしながら未来を向いていく方向性を、振興計画では明確に打ち出してほしい。また、文化芸術を狭く定義し、松江市として認めるものだけ、商業ベースに乗るものだけを重視し支援するということにならないようにしてほしい。 文化芸術は、経済的・時間的に余裕がある人だけ、経済的・時間的に余裕がある家庭の子どもだけに与えられるものであってはならない。文化系 専門教諭の不在や高校の選択科目化などにより、文化芸術（やスポーツ）が学校から地域や民間へと移され、習い事化する傾向にある。その結果、住んでいる地域や学校の規模、さらには親の考え方や経済状況により子どもたちの文化体験の質と量の格差が広がっている。子どもたちの文化的生活をどう守っていくのか。「松江の文化力」は、誰ひとり取り残さない豊かに広がる文化的すそ野があつてこそ磨かれていくと考える。また、文化芸術には能動的なものだけではなく、受動的な関わり方も必要。表現する力だけではなく受け取る力も、文化芸術の大切な側面だと思う。文化芸術は特別なとき特別な人だけのものであってはならない。生活の中で日常的に文化芸術を楽しむ市民が増えることこそ、「松江の文化力」の向上につながると思う。文化施設等の拠点整備は大変重要だが、文化芸術はその施設内にとどまらず松江のあちこちで自由に楽しめるものであってほしいと願う。	ご意見のように、伝統文化芸術は幅広い分野にわたると考えており、一部の分野に偏ることなく、また、特定の人だけのものであってはならないと考えています。松江の文化力が次代を担う子どもたちに継承され、日常的に楽しめることとなるよう、実行性のある振興計画を策定したいと考えています。

項目	No	ご意見	対応
その他	124	文化財の保存・活用（その具体策にむかう視点）について 『松江市史』資料編 2 考古資料 編（平成24年刊）によれば市内において、開発に伴う発掘調査により膨大な量の埋蔵文化財が検出されたと示されている。これらが現在どのように保管され、どのように公開をされようとしているのか大いに関心がある。これらの中には発掘調査されたものの、本来義務づけられている調査報告書の刊行や資料の公開が今日までなされていないものもあると仄聞している。 松江市の埋蔵文化財行政の最重要課題の一つとして、未刊の報告書についての速やかな刊行と、資料群の適切な保管環境での収蔵及び公開施設の実現があると考え。さらに調査現場での調査記録（実測図・記録写真・調査日誌など）いずれもセットで保管され、必要とする人には公開されるべきものである。 一方市町村合併後、島根町歴史民俗資料館を閉館されたが、この他民俗に関わる用具類が公開されないままの状態でご各町村には保管されている。それらはいずれも日常雑器と称され、鑑賞の対象にはなり得ないものとしてこれまで理解されてきた。 今回の「まちづくり条例」の筆頭に①茶の湯文化を掲げているが、これらの資料は松江の茶の湯文化の底支えをした人々の日常を理解する上で極めて重要と考える。茶の湯文化と一口にいっても、一般的には華やかなお茶席やお茶道具類が連想されるかも知れないが、その場面を構成する全ての「モノ」は底支えを担った人々の手にならなかった物はないはずである。 茶の湯文化のお茶席が植物で言うところの「花」に例えれば、当然「茎」には「葉」があり、地中には「根」が存在しなければならない。先の民族に関わる用具類はいわば植物の「根」や「茎」「葉」に相当するものとする。利便性や経済効果ばかり優先する傾向に流されるままそれらに注意を払わなければ、本質を見失うことになると思う。 先に記した、埋蔵文化財と民族に関わる用具は、呼称こそ異なるものの表裏一体のものである。両者とも適切な環境のもとでの保管と公開が必要と考える。 さらにもう一つ、近年松江市内の城下町遺構の発掘調査が実施されてきましたが、単に調査のための調査ではなく、「城下町松江」のかつての町並みの記録をとり、それを生かす『城下町松江町並調査研究所』を設置することを提案します。それぐらいの姿勢をしめさなければ、明治期に松江城を残すために奔走した有志に報いることにはならないと考える。	古くからの貴重な史料等は、「活用する」とことはもとより、それらの史料データの蓄積と検索性を高めることが、次代へ「伝える」という視点から大変重要だと考えます。貴重なご意見として承りました。

項目	No	ご意見	対応
その他	125	パブリックコメントの趣旨にある「市民が誇るべき松江の文化芸術を改めて評価・検証することで、誰もがその大切さを再認識する必要があると考え」「知る」「育てる」「伝える」「創造する」「活用する」「支える」の 6 つの視点・・・松江の文化力を生かしたまちづくりを皆さんと一緒に取り組みたい」とある。とてもいいことだと思い賛成。 今までにも、このような趣旨の取り組みがされていないか。取り組んだにもかかわらず結果が出ていないなら、原因を検証しうまく生かすことを願う。 市内に様々な活動団体があるが、横の交流が希薄。互いに支え合うために、相互交流の促進が欠かせないと思う。職員の方々は文化団体へ参加・加入を通して現状を知ってほしい。「知る・育てる」はそこから始まるのではないか。 宍道湖や堀川の景観は世界に誇るべき「絵のような景色」だ。ネットの世界では、小さなきっかけが大きな反響に繋がることもある。宍道湖一周サイクルロード、堀川周辺散歩道、堀川ガーデンカフェ、など考えて欲しい。塩見縄手界隈の車乗り入れに関して、倉敷の美観地区のような取り組みが出来ないか。写真を撮る人と車の往来は危険だ。 『知ることから愛することへ』学校での社会学習を継続して欲しい。そして文化芸能行事に参加していくような学校を含めた地域の取り組みを推進して欲しい。 『育てるために参加し、行うことへ』決めたことをやらせるのではなく、一緒になって育てていくという現場感覚を持って取り組んで欲しいと考える。 『一緒になって行うことで、担い手を広げることへ』高齢化は避けようもない。すそ野を広げ、継続していくための担い手を育てることは必須である。社会のために何か役に立ちたいと思っている学生・若者はたくさんいる。活躍できるステージを用意し参加を呼び掛けることが大事だと考える。 『財源に“観光税”の導入を』イタリアの観光地には観光税のような仕組みを作りその財源で昔の建物などの修復に充てていると聞く。アメリカのサクラメント市は都市景観を生かしたコンベンションの誘致に力を入れ市の財政に生かしていると聞く。松江市は都市の魅力と温泉と観光を活かしたコンベンション誘致に力を入れてはどうか？おもてなしは“松江のお茶文化”ではいかがか？	貴重なご意見として承りました。 これまでは、各部署において個別に伝統文化芸術に関する施策を展開していましたが、本条例の制定を機に、伝統文化芸術に関する施策を横断的に進めていきたいと考えています。また、各活動団体等の繋がりは重要であると考えています。松江の文化力を保存、継承していくためには、まずは子どもたちが現状を知り、情報を得ることが重要であると考えます。ご意見のような思いから、「育てる」を取り組みの視点としています。貴重なご意見として承り、今後策定する振興計画の参考にします。

項目	No	ご意見	対応
その他	126	文化に特化した条例を制定されることは、待ち望んでいただけに大いに歓迎する。特に、コロナ禍の中、あらためて文化がいかに人間にとって必要不可欠なものであるのかを、市民は自覚させられたのではないかな。	「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」の策定に向けた取り組みの過程で、検討委員会の委員や市民、活動団体の皆様からは、「コロナ禍により一時活動を休止せざるを得なかったが、文化芸術の一翼を担う者として活動が続けていく。芸術文化活動が続ける全ての団体や個人の後押しとなる条例ができることは喜ぶべきこと。」といったご意見や、「文化芸術に携わる者にとっては困難な状況だが、同時に文化芸術が必要とされ、困難な状況でこそ力を発揮する。」といったご意見をいただいたところであり、改めて伝統文化芸術の大切さを認識しました。
	127	島根県立美術館の所蔵ではあるものの浮世絵版画の二大コレクションについてどこにも触れていない。国内外の著名美術館や博物館と比較しても引けを取らないので、松江市の深掘りガイド（ブック）に掲載して発信されたい。	貴重なご意見として承りました。
	128	「文化芸術振興条例」制定にあたり、全体的なキャッチコピーを提案する。 【提案コピー】「来て・観て・触れて感じる松江」 注）観光的に単に名所巡りをするのではなく、滞在型で演劇や音楽も併せ、体験する。観光・観賞の意味から「見」ではなく「観」の字を使用した。	
	129	我々を含め、芸術文化活動が続けるすべての団体、個人の後押しとなるこうした条例ができること、喜ぶべきことかもしれない。松江市に暮らすすべての世代が文化芸術に親しみ、心豊かに過ごせるような松江市の未来ができること祈っている。	
	130	今までと同じでよいと思う。	
	131	「仲良く」「楽しく」を大切に、踊りを通じて活動をしている。その踊りで地域の賑わいや活性化に少しでも協力したいと考えている。メンバーの平均年齢は高いが、交流を楽しんでいる。この活動を新しく若いメンバーに呼びかけて継続していくより、今同じ時代に生きて一緒に活動しているメンバーが笑ったり、意見を出し合ったりしながら、踊って、その活動がそれぞれの生活の中で、生きがいの一つになればそれで良いと考える。 松江市にはすばらしい景色や文化があり、伝承すべきものがたくさんあると思うが、私たちの活動はそんな大それたものではなく、私たち自身の楽しみ。そんな姿を見て、次の世代の方たちがまたその時代に合った新しい活動を生み出して、繋がりを広げていかれることを望む。	

項目	No	ご意見	対応
その他	132	出雲かんべの里「民話館」の立体映像シアターとして「耳なし芳一」が上映されている。平家物語を語る琵琶をひく法師のビワの音は、幻想的で見応えがある。現在は、これ一本しか上映されていない。これに加えて、小泉八雲の「怪談」を2～3本加えてほしい。質の良い作品を揃えれば、近隣はもとより県外からも見学者が絶えないと思う。民話館付近は、散策しても閑静で心の故郷を偲ばす好地、時々見学し、友人・知人にも紹介している。館名を「民話館」と並べて「八雲怪談館」としてほしい。	貴重なご意見として承りました。
	133	松江は世界に誇るべき都市であるが、生かしきれず宝の持ち腐れになっている。海外のベニス、ジュネーブ、ブルージュ、サンアントニオなど、水路を活用したまちづくりを参考に、市民の声を反映させたまちづくりを行ってほしい。	
	134	古江地区にある旧イングリッシュガーデンは、市民の「文化芸術活動の拠点となる施設」、「宍道湖・堀川・中海等の松江的景観」として市民が利用できるようにしてほしい。	旧イングリッシュガーデンは、庭園部分を一定期間継続することを条件に民間企業に売却しました。市民の皆様の入園もできると伺っていますが、現在改装中のようです。

松江の文化力を生かしたまちづくり条例（案）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 伝統文化芸術振興に関する取組の視点（第 5 条）

第 3 章 伝統文化芸術振興計画（第 6 条）

第 4 章 松江市伝統文化芸術振興審議会（第 7 条－第 12 条）

第 5 章 雑則（第 13 条）

附則

私たちの祖先は、豊かな自然や土地を背景にした国の成り立ちを、「神話」として後世に伝えてきました。

今も美保関に残る「青柴垣神事」をはじめとする様々な伝統行事も、この国引きの大地と海が生み出す恵みを糧として、この地に住む人々に、いにしえより綿々と受け継がれてきました。奈良時代、『出雲国風土記』に記された意宇郡、秋鹿郡、島根郡などの地名や国引き神話などの伝承は今でも伝わり、生き続けているのです。

この地は太古以来、どの時代においても多くの人々が住み続け、出雲国の中心として活力を維持し、日々の生活文化や伝統行事を継承しながら、今日を迎えている国内でもまれな地方なのです。

江戸時代初めに、「堀尾吉晴」が城と城下町を築き、この城下町に「松江」という名前がつきました。松江松平家七代藩主「松平治郷」は藩政改革に取り組みながらも「茶の湯文化」を極め、後世に茶の湯という裾野の広い伝統文化を残してくれました。松江藩の財政は、相次ぐ風水害や凶作により窮乏を極めましたが、不断の藩政改革と薬用人参やはぜ蠟などの特産品による殖産振興により、幕末には見事にその危機を克服したことは、新しい技術や文化などを広く受け入れ創意工夫する心を私たちに伝えてくれました。

明治維新後、解体の危機に瀕した「松江城天守」は多くの地元有志の努力により買い戻され、市民の力でその雄姿が今に伝えられ、平成の世で再度、国宝に指定されました。

さらに、時代を越えて継承された『古事記』は海を渡り、「ラフカディオ・ハーン」（小泉八雲）を松江に導きました。ハーンは、松江の人々の古き良き生活文化を「神々の国の首都」の暮らしぶりとして世界へ発信し、同時にオープンマインドで広く異文化を受け入れる大切さを伝えてくれました。一方で、近代化にむかう日本に対し、昔ながらの文化や芸術が失われて

いくことへの警鐘を鳴らしました。事実、時代のうねりの中で松江も多くのを失ってきたと言わざるを得ません。

こうした歴史を積み重ねてきた松江は、現代においても、多くの分野で文化性の高い表現者を輩出し、市民が主体的に様々な文化芸術活動に取り組む、文化芸術の薫り高いまちです。

「水の都松江」に住む人々は、いにしえより水とともに日常の生活を送ってきました。宍道湖や日本海に沈む夕陽や神々しい朝日を見るたびに、時間を忘れ見とれた経験は、多くの人の記憶にあるはずです。この風光明媚な景観を後世に引き継いでいきたいという思いは、市民誰もの願いと言えるでしょう。

時代の移り変わりとともに、経済性が優先されるようになったことで市民の暮らしぶりも大きく変化しました。さらに人口減少社会に突入したことで、地域で伝統文化や生活文化を守り伝えていくことが極めて難しくなっています。

私たちは、このままでは松江の伝統や文化芸術が知らず知らずのうちに失われてしまうのではないかという強い危機感を抱きました。一方で、平成の時代に新たに加わったプログラミング言語「Ruby」は、古くから創意工夫と多様性を尊重してきた松江の新しい文化として育ちつつあります。

今まさに、市民が誇るべき松江の文化力の価値を再認識し、受け継ぎ、生かしていくとともに、新たに生まれる文化芸術を受け入れ、この松江のまちが、将来にわたり、住む人、訪れる人、誰もが心豊かになれるまちであり続けることが求められています。

そのためにできること、やらなければならないことを明らかにし、実現に向け、力を合わせていくための指針を示すために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊富に残る文化財、地域に受け継がれる伝統行事、暮らしに根づく茶の湯文化や生活文化、市民の心の糧となる文化芸術活動、これらの拠点施設、人と自然が織りなす景観など、松江市民の暮らしの根底にあり市民の誇りとなりうる力（以下「松江の文化力」という。）を再認識し、未来を担う子どもたちはもとより、世代を超えて誰もが心豊かになれるまちにしていけるために、基本理念を定め、取組の視点を明らかにすることにより、本市における伝統文化芸術振興を図り、松江の文化力を生かしたまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、次の各号に掲げる事項を保存し、継承し、及び発展させて行うものとする。

- (1) 古代から近代までの豊富な文化財
- (2) 地域に根づく伝統文化
- (3) 市民生活に根づく茶の湯文化
- (4) 小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化
- (5) 市民とともに育む文化芸術活動
- (6) 伝統文化芸術活動の拠点となる施設
- (7) 宍道湖・堀川・中海等の松江的景観

2 前項の規定にかかわらず、松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、時代に応じて新たに生まれる文化芸術を受け入れ、及び松江の文化力を発展させて行うものとする。

(市の役割)

第3条 市は、基本理念にのっとり、松江の文化力を生かしたまちづくりの実現のために、**伝統**文化芸術振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民、**伝統**文化芸術活動を行う者、事業者及び松江の**伝統**文化芸術活動に関心がある者（以下「文化に関わる者」という。）が行う取組に協力するものとする。

(文化に関わる者の役割)

第4条 文化に関わる者は、**伝統**文化芸術の保存、継承、発展及び創造に努めるものとする。

2 文化に関わる者は、自主的かつ主体的な活動への参加及び支援等を通じ、**伝統**文化芸術振興に努めるものとする。

第2章 **伝統**文化芸術振興に関する取組の視点

(取組の視点)

第5条 市及び文化に関わる者は互いに協力し、又は連携し合い、第2条の基本理念の実現に当たって、次に掲げる事項を視点として取り入れながら**伝統**文化芸術振興に努めるものとする。

- (1) 松江の文化力を知る。
- (2) 松江の文化力を育てる。
- (3) 松江の文化力を伝える。
- (4) 松江の文化力を創造する。
- (5) 松江の文化力を活用する。
- (6) 松江の文化力を支える。

第3章 **伝統**文化芸術振興計画

(**伝統**文化芸術振興計画の策定)

第6条 市は、**伝統文化芸術振興計画**（以下「**振興計画**」という。）を策定し、基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

2 市は、**振興計画**を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市は、**振興計画**を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、**振興計画**の変更について準用する。

第4章 松江市**伝統文化芸術振興審議会**

（設置及び所掌事務）

第7条 次に掲げる事務を行うため、松江市**伝統文化芸術振興審議会**（以下「**審議会**」という。）を置く。

（1）市長の諮問に応じ、**振興計画**の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

（2）**振興計画**の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、**伝統文化芸術振興**に関すること。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。

（組織）

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第10条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第11条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

- 第 12 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

- 第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、**公布**の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議の招集は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。